

税 務 通 心

「医療費のお知らせ」に記載されない医療費

医療費控除を適用する際に、「医療費のお知らせ（医療費通知）」を利用されている方もいると思います。この書類には記載されない医療費があるため、ご利用の際には十分ご注意ください。

1 医療費のお知らせ（医療費通知）

医療費控除を適用する際には、支払った医療費の領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付して提出しなければなりません。

ただし、健康保険組合や市町村などの医療保険者が「医療費のお知らせ」「医療費通知」などの名称で交付する、かかった医療費の情報が記載された書類（以下、医療費のお知らせ）について、一定の要件を満たす場合には、その「医療費のお知らせ」を添付することで「医療費控除の明細書」の作成に代えることができます。

医療機関を受診される機会が多い方ほど、領収書から「医療費控除の明細書」を作成するには大変な手間がかかることや、「医療費のお知らせ」を添付すると領収書の保存が不要となることから、「医療費のお知らせ」を利用される方もいるかと思います。

利用の際には、支払った医療費のうち記載されていないものがないか、領収書と突合したり、「医療費のお知らせ」に記載されている注意事項等を確認いただいたりすることが肝要です。

2 記載されない医療費

「医療費のお知らせ」は、基本的に診療の際に保険適用となるものが記載されています。そのため、保険適用とはならない、いわゆる自費扱いとなるものは記載されません。たとえば、令和 6 年 10 月から開始した「特別の料金」の支払は、医療費控除の対象となります ※が、保険適用外であるため、記載はされません。

※ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品で、一部の先発医薬品の処方等又は調剤を希望した場合には、「特別の料金」を支払うこととされています（令和 6 年 10 月以降）。この「特別の料金」については、対象となる先発医薬品の価格の一部に相当する金額を支払うものであり、治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価として、医療費控除の対象となります。（国税庁「No.1122 医療費控除の対象となる医療費 Q6」より）

そのため、この支払が発生した場合には、**領収書の保存と、この領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成**する必要があります。

この他、協会けんぽの場合は、保険適用となる診療であっても、個人情報保護の観点から特定の診療科分について記載がされないため、これを含めるには協会けんぽへ作成依頼をする必要が生じるなど、医療保険者によって記載の対象が異なるケースがあります。

なお、マイナポータル連携で取得できる「医療費通知情報」も「医療費控除の明細書」の作成に代えることができますが、書面での「医療費のお知らせ」と記載されている情報の範囲が異なります。ご注意ください。

参考：国税庁タックスアンサー「No.1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）、No.1122 医療費控除の対象となる医療費」他

労 務 通 心

2025 年度の雇用保険料率と賃金の考え方

2025 年度の雇用保険料率が公表されました。2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで適用されます。新しい雇用保険料率と、雇用保険料等の対象となる「賃金」について解説します。

1 2025 年度の雇用保険料率

2025 年度の雇用保険料率は、前年度から引き下げ（従業員負担で▲0.5、会社負担で▲0.5、合計で▲1.0）となります。

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

2 雇用保険料の対象となる賃金

雇用保険料の対象となる賃金は、「労働の対償として会社が従業員に対して支払うすべてのもの」です。給与、手当、賞与、その他名称は問いません。

■ これも対象？ 迷いやすい手当

通勤手当 → 対象です

所得税が非課税であっても、雇用保険料の対象となる賃金に含まれます。

住宅手当や家族手当 → 対象です

時間外労働等の割増賃金の計算基礎にはなりませんが、雇用保険料の対象となる賃金に含まれます。

なお、食事や社宅など「現物」で支給しているものについては、従業員が一部負担していれば、雇用保険料の対象となる賃金には含まれないのが原則です。ただし、その負担額が実際の費用の 3 分の 1 を下回っている場合は、その差額を賃金として取り扱うことになります。

3 離職票等に記載する賃金

ここで「離職証明書」、いわゆる「離職票」についても触れておきます。従業員が退職して失業した時に受ける「失業手当」等の給付は、雇用保険の制度です。これらを受けるために必要となるのが「離職票」です。この離職票には、退職前の賃金が記載されますが、この場合の賃金は、雇用保険料の対象となる賃金のうち、「臨時に支払われる賃金」と「3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」を除いたものになります。「臨時に支払われる賃金」とは、支給されることがまれであるか、不確実であるものをいいます。また、「3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」とは、毎月の定期給与以外の賃金のうち、年間を通じての支給回数が 3 回以下のもので、いわゆる「賞与」を指します。

このように、雇用保険料の対象となる賃金と、離職票に記載する賃金は、少し範囲が異なります。雇用保険料率の改定にあわせて、給与計算や離職票作成時に適正な処理がされているかどうか、確認してみるとよいでしょう。